

契約したけど、どうしよう…と思ったら

若者被害 特別相談

消費生活に関し、電話または来所による相談を受け付けます。

令和6年1月11日(木)・12日(金)

9:00～16:00 ※金曜日は電話のみ19:00まで

(市内在住、在勤、在学の29歳以下の方が対象)

相談専用電話

(044) 200-3030

実施機関名：川崎市消費者行政センター

(案内図 裏面参照)



実際にこんな相談が来ています。心当たりあればぜひ相談を！

- ◆ 脱毛エステのお試しを受けに行ったところ、今ならキャンペーンで割引になるからと勧められ、36万円のコース契約をした。家に帰ってよく考えると、高額なのでクーリング・オフしたいが、できるだろうか。
- ◆ マatchingアプリで知り合った人に投資を勧められ、100万円を暗号資産の取引所に送金したが出金ができない。
- ◆ SNSの広告で「初回500円でお試し」というダイエットサプリを申し込んだら、定期購入になっていて、2回目の高額な商品が届いた。返品したい。

令和4年度に本市で受けた相談件数（10,828件）のうち、市内在住・在勤の若者（29歳以下）が契約当事者になった相談は1,839件で、約17%を占めています。

当センターでは、専門の相談員が問題解決に向けてあっせんや助言等を行っています。お気軽に御相談ください。



※消費者行政センターは令和6年2月5日(月)に御幸ビルに移動予定

川崎市消費者行政センターでは悪質商法被害未然防止や消費者行政センターの周知のため、チラシ、リーフレット、パンフレット等を発行しています。HPから見ることもできますので、是非御活用ください！

「川崎市消費者行政センター ホームページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-6-8-0-0-0-0-0-0-0.html>